

中国四国地区大学図書館協議会申し合わせ事項

1. 会員の資格

中国四国地区の大学（短期大学を除く）図書館とする。ただし、これに準じる図書館であれば、総会の承認により資格を得ることができる。

2. 会費の負担

会費は年額 9,000 円とする。ただし、大学の学部数、附置研究所数、附属病院数の合計が 7 以上の会員にあっては、年額 18,000 円とする。

3. 会費の用途

総会及び研究集会等の経費の一部および通信連絡費に充てる。なお、総会及び研究集会の経費は、別に参加費として出席館から徴収することができる。

4. 監査館

本会は監査館を置く。監査館は、会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。監査館は 1 館とし、総会において選出する。監査館の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。

5. 総会の開催

加盟館はすべて平等の義務を負うものとし、輪番で引き受け世話をすること。臨時総会は当番館で開催する。

6. 幹事館及び監査館の任期

専任された総会終了のときから通常総会終了のときまでとする。

7. 会計年度

毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

この申し合わせ事項は、平成 15 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 15 日 一部改正）

この申し合わせ事項は、平成 22 年 4 月 15 日から施行する。